

木曾岬町ふるさと納税推進事業協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による木曾岬町（以下「本町」という。）への寄附の促進や、地元特産品の販売促進による地域振興に向け、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービスを発送することに協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

下記の要件に全て適合していること。ただし、本町及び取りまとめ業者が協議のうえ、協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

- (1) 各種法、規則、条例等に沿った生産、製造を行っていること。
- (2) 申込み時に町税等の滞納がないこと。
- (3) 本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が町内にある企業または個人事業所であること。
または、その他町長が別に定める要件を満たしていること。
- (4) 木曾岬町暴力団排除条例（平成23年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員または、これと密接な関係にあるものでないこと。
- (5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、取りまとめ業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

3 募集する商品（お礼品）

- (1) 次の条件を全て満たしている商品等であること。

ア 町の魅力が体感できる商品や本町のPRにつながる要素を持った商品であること。

イ 町内で生産、製造、加工、販売されているもの、または、町内の原材料を使用しているもの、いずれかに該当していること。

ウ 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものも取り扱うものとする。

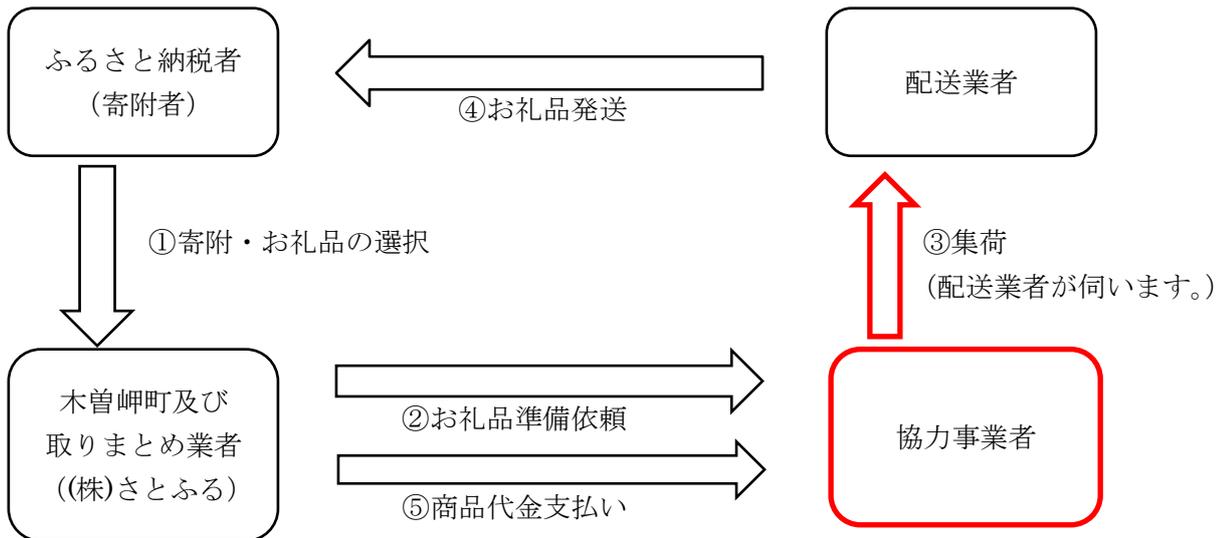
- (2) 次の価格区分に適合するもの

寄附金額	お礼品の価格
1万円以上	3千円以下（梱包代込み）
2万円以上	6千円以下（梱包代込み）
3万円以上	9千円以下（梱包代込み）
4万円以上	1万2千円以下（梱包代込み）
5万円以上	1万5千円以下（梱包代込み）
6万円以上	1万8千円以下（梱包代込み）
7万円以上	2万1千円以下（梱包代込み）
8万円以上	2万4千円以下（梱包代込み）
9万円以上	2万7千円以下（梱包代込み）
10万円以上	3万円以下（梱包代込み）
15万円以上	4万5千円以下（梱包代込み）
20万円以上	6万円以下（梱包代込み）
30万円以上	9万円以下（梱包代込み）

4 協力事業者のメリット

- (1) 町のふるさと納税ポータルサイトのホームページにお礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) 本町ホームページからも上記ポータルサイトにリンクを貼ります。
- (3) ふるさと納税パンフレット等においてお礼品の画像、商品名、事業者名を掲載します。
- (4) お礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

【事業イメージ】



5 取りまとめ業者

効果的な運営、安心安全を考慮したお礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、以下の業者を取りまとめ業者として指定しております。

【取りまとめ業者】

株式会社 さとふる

住 所：東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13階

TEL：03-6895-1883

6 申込期間

贈呈するお礼品等については、随時募集を行いますので、参加希望の事業者におかれましては、本要項11に記載する問い合わせ先へご連絡願います。

7 申込み方法

「ふるさと納税協力事業者登録用紙」（別記第1号様式）、暴力団排除に関する誓約書（別記第2号様式）に、必要事項を記入のうえ本要項11に記載する問い合わせ先にご提出ください。

8 協力事業者の選考方法

申し込み内容や企業活動等を総合的に判断し、協力事業者を決定します。

9 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、個人情報保

護条例及び関係法令を遵守すること。

※寄附者の個人情報、ふるさと納税のお礼の品の送付以外の目的で使うことができません。

ただし、商品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

10 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者（株さとふる）へ報告するものとします。
- (2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。
また、品質等による保証やクレーム対応については、町は一切責任を負いません。
- (3) 町は、登録された事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。

11 本事業に関する問い合わせ先

参加希望の事業者におかれましては、下記へお問い合わせください。

木曾岬町役場 総務政策課

〒498-8503

三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地

TEL 0567-68-6100

FAX 0576-68-3792

mail soumu@town.kisosaki.mie.jp